

宅地建物取引士法定講習のご案内

一般社団法人岡山県不動産協会は、宅地建物取引業法第22条の2第2項の規定により、「宅地建物取引士証」の交付業務の委託を受け、また、「宅地建物取引士証」の交付を受けるために必要な法定講習会を実施する団体として指定されています。なお、受講には、事前申込みが必要です。

講習時間.....9:30~17:15 (受付:9:00~)

講習会場..... 岡山商工会議所

〒700-8556 岡山市北区厚生町3丁目1番15号

受講対象者

- ① 宅建試験に合格後、1年を経過している方 (資格の登録を終えた方が対象です。)
- ② 宅地建物取引士証の更新(5年ごと)をする方
(→交付申請前 6ヶ月以内から、受講可能)
- ③ 宅地建物取引士証の有効期間が切れている方



■バス

- 岡電バス・両備バス・下電バス
JR岡山駅・天満屋～
「RSKバラ園」「中庄駅」「倉敷駅」行き
「厚生町商工会議所前」停留所下車

○中鉄バス

- JR岡山駅・天満屋～
「鉄工センター」「中庄駅」行き
「大供厚生町」停留所下車

■タクシー

JR岡山駅より所要時間 約8分

■徒歩

JR岡山駅より所要時間 約25分

《駐車料金》

平日昼間(8:30~17:30の間)

●入庫後30分まで.....無料

●以後30分ごとに.....150円

申込方法

■ **必要なもの** 法定講習申込み及び宅地建物取引士証の交付申請を同時に行う場合、以下のものがが必要です

宅地建物取引士証交付申請書	P3 に記入例があります。	
講習受講申込書 兼 管理カード	氏名住所等記入のこと。	
カラー証明写真 3枚 縦 3 cm×横 2.4 cm	新しい宅地建物取引士証用 講習受講申込書 兼 管理カード 宅地建物取引士証交付申請書	
受講料等 (16,500 円)	受講料 (現金) 交付申請手数料 (現金または県証紙)	12,000 円 4,500 円

■ **申込方法** 申込には、当協会に「直接持参」する方法と、「郵送」する方法があります。

直接持参	郵送
持ち物 1. 上記の「必要なもの」 2. 印鑑・・・認印。シャチハタは不可。	持ち物 1. 上記の「必要なもの」 2. 返送用封筒。(受講票送付用) 定形封筒に、住所・氏名を明記の上、82 円切手を貼付ください。 <hr/> 必ず、現金書留にてお申し込みください。 写真が折れないように、留意して下さい。 <hr/>
受付可能時間-----+ 月～金 9:30 ～12:00 / 13:00～16:00	土日祝・盆・年末年始は休業 -----+

■ 申込上の注意

登録内容に変更がある場合

宅地建物取引士資格登録簿の登録事項(氏名、住所等)に変更がある方は、変更登録も必要です。同時に手続きが可能です。受講申込時に一緒にお持ち下さい。

書式は、県庁 HP 以下アドレスより、書式ダウンロードが可能です。

書式名 《宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書》

<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-21981.html>

有効期限が切れた宅地建物取引士証をお持ちの場合

岡山県庁建築指導課もしくは(一社)岡山県不動産協会まで、直接持参いただくか郵送にて速やかに返納してください。

① 捨印 

様式第七号の二の二 (第十四条の十関係)

(A4)

3 5 0

宅地建物取引士証 交付申請書

証 紙 欄

(消印してはならない)



②

下記により、宅地建物取引士証の交付を申請します。

③ 平成 XX 年 XX 月 XX 日

岡山県 知事 殿

郵便番号 (701-0901)
申請者 住 所 岡山市北区本町 4-18
コア本町 3F
氏 名 岡山 太郎

④ 

更新の種類

⑤ 1 2 3

- 1. 新規
- 2. 更新
- 3. 登録の移転

受付番号

*

受付年月日

*

⑥ 申請時の登録番号

33 00 X X X X

受講年月日

*


⑥

住 所	岡山市北区本町 4-18 コア本町 3F 電話番号 (086) 231 - 3208	
(フリガナ) 氏 名	オカヤマ タロウ 岡山 太郎	
生 年 月 日	昭和 XX 年 XX 月 XX 日	
業務に従事している 宅地建物取引業者に 関する事項	⇒ 宅建業業務へ従事している場合、業者の情報を記入 商号又は名称	△△△△不動産(株)
	⇒ 宅建業業務へ従事している場合、業者の情報を記入 免許証番号	国土交通大臣 岡山県 知事 (2) 第 XXXX 号
新規の場合	試験の合格後1年を経過しているか否かの別	1年を経過して { いる / いない }
更新又は登録の 移転の場合	現に有する宅地建物取引士証の有効期限	取引主任者証の有効期限を記入。 平成 XX 年 XX 月 XX 日

⑦

この者は、宅地建物取引業法第 22 条の 2 第 2 項又は第 22 条の 3 第 2 項の規定において準用する同法第 22 条の 2 第 2 項の規定による講習を修了したことを証します。

* 年 月 日

講習実施者 一般社団法人 岡山県不動産協会 

確認欄

*

■ 記入上の注意

① 捨印	訂正は、二重線を引き認印を押印。修正ペン等は使用不可。 また、捨印の押印でも可。捨印を押印の場合は、申請書上部へ。
② 写真	<ul style="list-style-type: none"> ・縦 3 cm×横 2.4 cm。 ・カラー写真。上半身正面。無帽・無背景のこと。 講習日 6 か月以内に撮影したもの。 白黒写真・ポラロイド・デジカメ等の印刷写真は不可。 ・写真の裏面に氏名を記入のこと。
③ 日付	法定講習日を記入のこと。
④ 印	認印を押印のこと。 シャチハタは不可。
⑤ 更新の種類	1 新規 → 初めての申請、期限切れ。 2 更新 → 有効期限内での更新。 3 登録の移転。
⑥ 申請時の登録番号	例 岡山 第 00xxxx 号 のとき、 岡山県 → 33 00xxxx → 登録番号は、右詰めで記入のこと。 ・登録番号は、宅地建物取引士証に記載されています。 「宅地建物取引士資格登録について」のハガキにも記載されています。
生年月日	大正・昭和・平成、あるいは、T、S、H でも可。
商号又は名称	宅建業に従事されていない方は、記入は不要。
免許証番号	「国土交通大臣」「知事」の該当しない方を、二重線で消すこと。
⑦ 「新規の場合」「更新又は登録の移転の場合」	のどちらかに記入して下さい。
新規の場合	⑤更新の種類が「1」の場合 → 「試験の合格後1年を経過しているか否かの別」を「いる」
更新の場合	⑤更新の種類が「2」の場合 → 宅地建物取引士証の有効期限を記入。

■ 申込先

〒700-0901
 岡山市北区本町 4-18 コア本町 3F
 (一社) 岡山県不動産協会
 ☎086-231-3208

※ JR 岡山駅東口より徒歩 5 分。
 桃太郎大通りを一本南の通りにある西川沿いの角のビルです。
 中央エレベーターで 3 階へ。
 降りて右方向にお進みください。

受講上の注意

※受付期間を過ぎましても、可能な限り受付をさせていただきますので、ご連絡下さい。

なお、その場合、宅地建物取引士証の即日交付ができない場合がございますので、ご了承ください。

時間割について

時限	時間	所要時間	講習科目
	9:30 ~ 9:40	10分	ガイダンス
1	9:40 ~ 12:00	140分	改正法令の主要な改正点と実務上の留意事項 トラブルの未然防止、顧客サービスの能力向上 コンプライアンス等
	12:00 ~ 13:00	60分	昼食
2	13:00 ~ 13:30	30分	岡山県の条例・規則 平成26年の改正宅地建物取引業法の概要 宅地建物取引士の使命、役割、心得
	13:30 ~ 13:40	10分	休憩
3	13:40 ~ 14:50	70分	改正税制・税制紛争事例および実務上の留意事項
	14:50 ~ 15:00	10分	休憩
4	15:00 ~ 17:00	120分	紛争事例と関係法令および実務上の留意事項
	17:00 ~		取引士証配布

受付について

持参するもの

- 受講票（申込完了後の受付・座席番号交付済のもの）
 - 印鑑（シャチハタ不可）
 - 筆記用具
 - 既交付の宅地建物取引士証
- ※ 更新の方は必ず持参ください。受講後、新宅地建物取引士証をお渡しします。）

受付手順

受講番号により、2か所に受付がわかれています。番号を確認して受付へおいで下さい。

受講票、お持ちの宅地建物取引士証を受付へ提示して下さい。

受領印に、あらかじめ捺印しておかれると、受付が早く済みます。

机に、番号を振っています。お持ちの受付番号と同じ席へ着席ください。席の移動、変更はできません。

法定講習会を欠席する場合

必ず、その旨を、協会まで、ご連絡ください。

今回欠席の場合、次回以降の法定講習の申込書類は、受講希望の問い合わせがない限り、こちらから郵送致しません。ご了承ください。

昼食について

各自で、ご用意ください。

その他について

- 会場内で講習を妨げる行為や他の受講者の迷惑にかかる行為をした場合は、退出していただくことがあります。
- 講習日当日、体調不良その他の事由で受講できなくなった場合は、下記までご連絡ください。

事務局連絡先

(一社) 岡山県不動産協会 086-231-3208

- 遅刻又は早退については認められません。